

# 年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

令和7年2月 26 日答申分

## ○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第2400578号

厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（厚）第2400117号

## 第1 結論

- 1 請求者のA社における令和3年9月1日から令和4年1月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。令和3年9月から同年12月までの標準報酬月額については19万円から24万円とする。

令和3年9月から同年12月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

元事業主は、請求者に係る令和3年9月から同年12月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 その他の請求期間（令和2年4月1日から令和3年9月1日までの期間）については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 平成4年生

住 所 :

- 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 令和2年4月1日から令和4年1月1日まで

A社に勤務した期間のうち、請求期間の厚生年金保険の標準報酬月額が保険給付の対象とならない記録（厚生年金保険法第75条本文該当）となっているので、調査の上、請求期間の記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

- 1 オンライン記録によると、請求者のA社に係る厚生年金保険の標準報酬月額については、日本年金機構から提出された健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届（以下「資格取得届」という。）及び健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届（以下「算定基礎届」という。）の訂正届（令和6年2月13日受付）により、令和2年4月から令和3年8月までは24万円及び同年9月から同年12月までは19万円と記録されていたものが共に32万円に訂正されたものの、訂正後の標準報酬月額については、資格取得届及び算定基礎届の訂正届の提出時において、厚生年金保険料の徴収権が時効により消滅していたことから、厚生年金保険法第75条本文の規定

により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録されている。

- 2 請求期間のうち、令和3年9月1日から令和4年1月1日までの期間について、請求者から提出された給与支払明細書（以下「給与明細書」という。）により、当該期間の厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額（24万円）及び標準報酬月額の改定又は決定の基礎となる月の報酬額に基づく報酬月額（以下「本来の報酬月額」という。）に見合う標準報酬月額（30万円）は、いずれもオンライン記録により確認できる保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額（19万円）を上回っていることが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は本来の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の令和3年9月1日から令和4年1月1日までの標準報酬月額については、給与明細書により確認できる厚生年金保険料控除額から24万円とすることが必要である。

なお、元事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、元事業主からは、令和3年9月から同年12月までの請求者に係る届出や厚生年金保険料納付についての回答が得られないところ、日本年金機構から提出された令和3年の算定基礎届によると、元事業主は、オンライン記録どおりの届出を行った後、前述のとおり厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、当該算定基礎届を訂正する届出を年金事務所に対し提出（令和6年2月13日受付）していることが確認できることから、年金事務所は、請求者の令和3年9月1日から令和4年1月1日までの期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、元事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 3 請求期間のうち、令和2年4月1日から令和3年9月1日までの期間について、厚生年金特例法に基づき、記録の訂正等が行われるのは、当該認定額がオンライン記録における標準報酬月額を上回る場合であるが、給与明細書により確認できる当該期間に係る厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額（24万円）は、オンライン記録により確認できる保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額（24万円）と同額であることから、標準報酬月額の訂正は認められない。